

○大府市ウクライナ避難民人道支援一時金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ロシアによる軍事侵攻により、ウクライナからの避難を余儀なくされた者の日本における生活を支援するため、予算の範囲内において支給する大府市ウクライナ避難民人道支援一時金（以下「人道支援金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象避難民)

第2条 人道支援金の支給の対象となるウクライナからの避難民（以下「対象避難民」という。）は、令和4年2月24日のロシアによるウクライナへの軍事侵攻以降に戦禍を逃れるためにウクライナから出国したウクライナ国籍を有する者又はこれに準ずる者とする。

(支給対象者)

第3条 人道支援金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、令和4年2月24日から第5条の規定による支給申請の日までにおいて、引き続き、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、対象避難民である親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族又はこれに準ずる者をいう。）を受け入れた者とする。

(人道支援金の額)

第4条 人道支援金の額は、対象避難民1人につき10万円とする。

(支給申請)

第5条 人道支援金の支給を受けようとする者は、大府市ウクライナ避難民人道支援一時金支給申請書兼請求書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、令和5年3月31日までに行わなければならない。

(支給決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、人道支援金の支給の可否を決定し、大府市ウクライナ避難民人道支援一時金支給決定通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(支給等)

第7条 市長は、前条の規定により人道支援金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、人道支援金を支給するものとする。

2 人道支援金の支給は、支給避難民1人につき1回に限るものとする。

(資格の喪失)

第8条 支給対象者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、人道支援金の支給を受ける資格を失う。

(1) 第5条第2項に規定する期限までに人道支援金の支給の申請を行わないとき。

(2) その他市長が人道支援金を支給することが適当でないと認めたとき。

(受給者の責務)

第9条 受給者は、人道支援金が対象避難民に対する人道的支援を目的としていることに

鑑み、支給された人道支援金を専ら対象避難民のために使用しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、人道支援金の支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により人道支援金の支給を受けたとき。
- (2) 受給者が前条の規定に違反したと認められるとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(人道支援金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により人道支援金の支給の決定を取り消したときは、期限を定めて、当該人道支援金の支給の決定を取り消された者に対し、人道支援金の額の全部又は一部に相当する額を返還させるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。